

虐待防止職員研修

「施設で取り組む虐待事故防止対策」のご案内

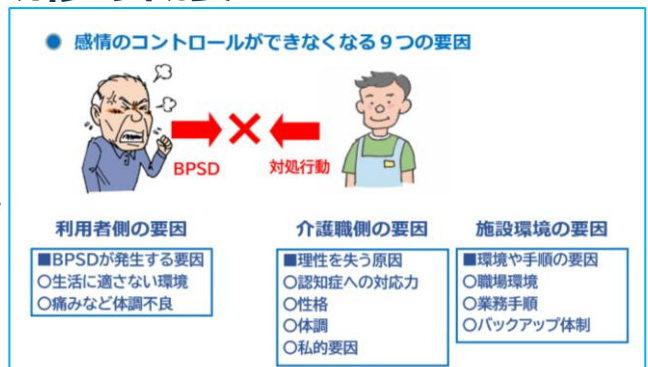
－虐待も原因分析と防止対策で防ぐ－

虐待は職員の要因だけで起こるものではありません。ですから、人権擁護研修を徹底しても虐待を防ぐことはできないのです。虐待事故の原因をていねいに分析し、虐待リスク場面を作らないようにする「虐待防止活動」に、日常的に取り組まなくてはなりません。虐待は「認知症利用者への対応で理性を失う」など、5つの場面で起きていますから、これらの場面が起こる原因を分析して、防止対策を講じれば良いのです。事故は原因を分析して防止対策を講じることで防げますが、虐待も同じなのです。本研修では虐待の原因を5つに分けて、防止対策の取り組みをご紹介します。

虐待防止職員研修の概要

1. 職員による高齢者虐待の罰則とは
2. なぜ職員による虐待は減らないのか？
3. 虐待事故の原因分析
4. 虐待事故防止の具体策

- ・感情のコントロールができなくなって起きる虐待
- ・職場のモラル低下によって発生する虐待
- ・著しく適性の欠如した職員による虐待
- ・家族からのハラスメントへの反撃から起こる虐待
- ・虐待の認識のないイタズラから起こる虐待



《職員研修虐待防止研修》
理解度確認テスト

次の設問が正しい場合は○、間違っていれば×を回答欄に記入して下さい。

No	設問	回答欄
1	2018年4月の介護保険改正で、身体拘束は禁止された。	
2	身体拘束の適正化を検討する委員会は任意で設置することができる。	
3	身体拘束廃止の研修を行わなければ介護報酬が減算される。	
4	安易な身体拘束や悪質な身体拘束は突然行われるのではなく、その前の段階でグリーゾーン行為や不適切ケアが行われている。	
5	現在、身体拘束を行っていない事業所は、身体拘束廃止の取り組みを行わなくてよい。	
6	グリーゾーン行為は身体拘束に該当しないので問題はない。	
7	明らかに身体を拘束する行為だけでなく、行動を制限する行為を行ってはならない。	
8	身体拘束は、人手が足りず見守れない時はやむを得ず行う場合がある。	

● 利用者側の要因改善

■ 利用者の生活環境の改善

終日落ち着かず、廊下をウロウロ徘徊する利用者が多く、連れ戻そうとしてトラブルになる。デイルームを居室の居間のように環境改善したら、みんなが落ち着くようになった。

■ 利用者側の体調による要因改善

服薬が原因でBPSDが悪化し、制止しようとする介護職員に虐待のリスクが生まれるのであれば、BPSDの原因である服薬を調整することも、虐待防止の効果的な対策である。

■「かかりつけ医のための、BPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン」
 2013年7月12日、厚生省は上記ガイドラインを発表して、特にBPSDが重い認知症利用者への向精神薬の使用の影響を指摘して、その処方を自覚するよう指示しました。BPSDが重い認知症の利用者に対しては、抗精神病薬などを処方することでBPSDそのものを悪化させていることが指摘されました。2016年に発行された第2版では、抗認知症薬が加わりそのBPSDに対する影響が指摘されています。

虐待防止職員研修開催要領

- 開催日時：9月21日(木) 16:30～17:30(9月11日メ切)
- 主催：株式会社安全な介護
- 講師：株式会社安全な介護 専任講師 川村亜希
- 受講料：4,400円(税込) 1施設・事業所(PC3台まで)
- 受講方法：Zoomによるオンライン受講
- 提供資料：テキスト・理解度確認テスト
- 申し込み方法：下記URLからお申し込みいただき、所定の口座に受講料をお振込みください。
<https://bit.ly/3EOnL8u>

講師プロフィール

川村亜希 短大卒業と同時に特別養護老人ホームに入社。訪問介護事業所サービス提供責任者、特別養護老人ホーム生活相談員・介護支援専門員を経て、現在湘南医療福祉専門学校教員・社会福祉法人育成会研修センターのセンター長。2018年より株式会社安全な介護リスクコンサルタント。介護職員や生活相談員の実務経験と介護福祉専門学校教師の視点で語る、ユーモアと共感性溢れる講義は秀逸と好評。

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 安全な介護セミナー事務局 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275